

令和 3 年 11 月 18 日



担当部署	学校教育課
担当者	頼娃、今江
電話	077-582-1141
FAX	077-582-9441

守山市独自の「返還免除型奨学金」を創設し、学生を応援します！

1 趣旨・目的

「大地に根を張り、心豊かにたくましく生き抜く人づくり」を教育の基本理念とする守山市の教育環境の中で育った子どもたちが、大学等で就学するなかで、「高等教育の修学支援新制度」(以下、「国の給付型奨学金」という。)を受けてもなお支援を必要とする学生がいます。このことを踏まえて、国の給付型奨学金を受けている者に対して、守山市独自の返還免除型奨学金(月額 30,000 円)を支給することによって、学生生活を応援します。

本制度により、経済的な不安が解消され、在学中は学業等に励み自身の能力を高めてもらい、卒業後は守山市でいきいきと豊かな生活を送り、まちづくりや地域のさらなる活性化に学んだ知識と重ねた経験を生かしていただきたいと考えています。

また、本奨学金はふるさと納税の寄付を財源として活用し、奨学生の支援をします。

2 返還免除型奨学金の内容

- (1) 在学中の支援 奨学金 月額 30,000 円【年額 360,000 円(4年 1,440,000 円)】
- (2) 卒業後の支援 守山市内に居住することで奨学金の返還を免除します。

3 申請時の対象者

次のすべてを満たす者とします。

- (1) 大学等に進学しようとする者または在学している者
- (2) 守山市内に3年以上住所を有する者の子等、または、守山市内にある児童養護施設入所者等

4 申請要件

次のすべてに該当することを申請の要件とします。

- (1) 国の給付型奨学金の支給を受けていること
- (2) 市税の滞納がないこと
- (3) 卒業後、守山市に居住し、就労(市内外は問わない)する意思があること

5 申請の日程

令和4年4月から受給を希望する学生向けに、令和4年1月中旬から一か月程度を申請期間とし、3月中に本人へ決定を通知します。

6 奨学生の選考

学業、スポーツまたは文化芸術等の成績により、育英奨学生選考会にて総合的に評価し選考します。なお、毎年度新たに10人程度の奨学生を決定します。

7 卒業後の返還免除の要件

以下の要件をすべて満たすこと。要件を満たさない場合、奨学金を返還していただきます。

- (1) 奨学金の支給期間と同等の期間、守山市内に居住すること
- (2) 就労（守山市内外を問わない）していること
- (3) 市税の滞納がないこと

<参考>

1 背景

本市では、昭和57年12月、守山市笠原町出身の津田 鶴治(つだ つるじ)氏から3,000万円の寄付を受けて、「守山市育英奨学基金」を設置し、昭和58年度からは、育英奨学事業として貸与制度を実施し、経済的に困窮した学生を支援してきました。

そのような中、国においては、貸与型奨学金による支援に加え、令和2年度から住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯に対し奨学金を給付する国の給付型奨学金の運用を始めました。

しかしながら、国の給付型奨学金のみでは生活費を満たせるものではなく、貸与型奨学金を併用する中、学生生活を過ごしているのが実情です。また貸与型奨学金を利用している学生の多くが、卒業後の奨学金の返還に不安を感じているという現状があります。

このように国の支援制度だけでは、支援が行き届かないことに鑑み、本市におきましては、従来の制度を拡充し、学生生活のさらなる支援の方策について検討してきました。

2 課題

ア 大学生生活での負担が大きいこと

全国大学生生活協同組合連合会の学生生活実態調査や文部科学省の国公立大学の授業料の推移等のデータによると国立大学に自宅から通う学生で、年間128万円(学費を含む)、私立大学に自宅外から通う学生では、年間236万円(学費を含む)かかると試算し、負担は大きいものとなっている。

イ 貸与型奨学金の返還の負担が大きいこと

日本学生支援機構の貸与型奨学金を活用している学生の平均的な貸与額は、60,000円程度となっており、利用する7割の学生が貸与型奨学金の返還に対して不安を感じているという調査結果が出ている。

ウ 国の給付型奨学金のみでは、学生生活が困難であること

国の給付型奨学金(国立大学に通う自宅生で月額29,200円)を受給している学生のうち、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分の学生は、日本学生支援機構の第一種奨学金(無利子)を利用できない。また第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の学生については、第Ⅰ区分の2/3、1/3の給付額となっている。同奨学金のみでは、学生生活を送るのは困難であると考えられる。

守山市独自の「返還免除型奨学金」の導入で 学生を応援します！

「大地に根を張り、心豊かにたくましく生き抜く人づくり」を教育の基本理念とする守山市の教育環境の中で育った子どもたちが、大学等で就学するなかで、国の給付型奨学金を受けてもなお支援を必要とする学生がいます。このことを踏まえて、国の給付型奨学金を受けている者に対して、守山市独自の返還免除型奨学金（月額30,000円）を支給することによって、学生生活を応援します。

また、本奨学金はふるさと納税の寄付を財源として活用し、奨学生を支援をします。

返還免除型奨学金の創設



- ・ 学生生活における経済的支援
在学中の奨学金 月額 30,000円
年額 360,000円
4年 1,440,000円



- ・ 卒業後の支援
守山市内に居住することで奨学金の返還を免除

本奨学金の申請

毎年10月（令和4年度分は1月から受付開始）から申請を受け付けします。
以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- ①大学等に進学しようとする者または在学している者
- ②守山市内に3年以上住所を有する者の子等、
または、守山市内にある児童養護施設入所者等
- ③国の給付型奨学金の支給を受けている者



奨学生の
選考

学業、スポーツまたは文化芸術の成績を総合的に評価し、
選考会にて毎年度新たに10名程度の奨学生を決定します。

在学中の奨学生は、4月と10月に在学証明書、成績証明書等を提出いただきます。

卒業後の返還免除



返還免除中は、以下の要件を毎年確認します。

- ・ 奨学金の支給期間と同等の期間、守山市内に居住していること
- ・ 就労（守山市内外を問わない）していること
- ・ 市税の滞納がないこと

なお、要件を満たさない場合、奨学金を返還していただきます。

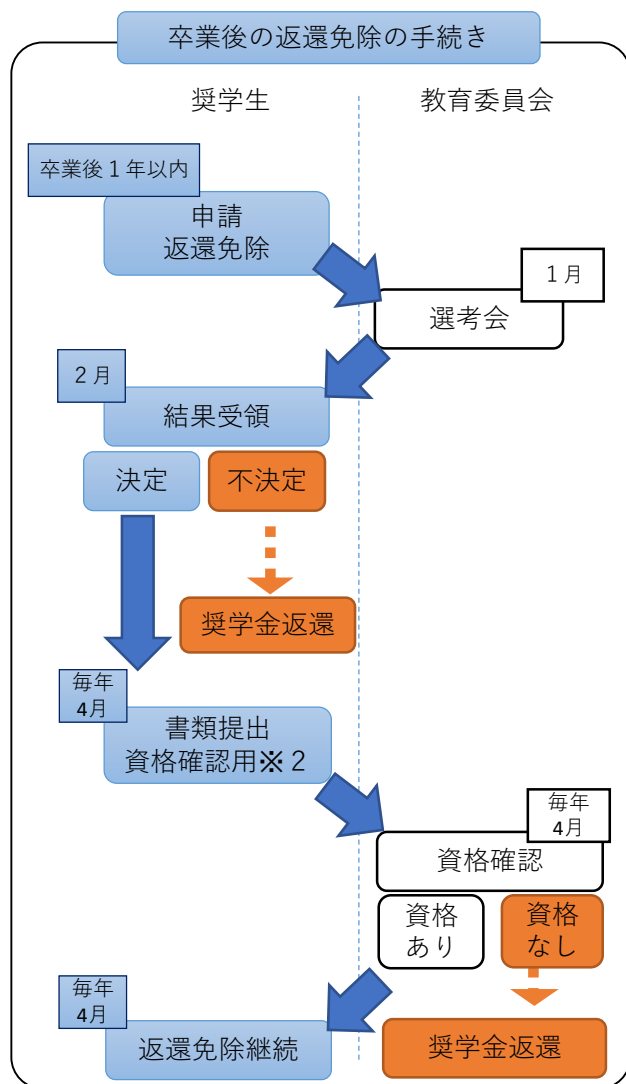
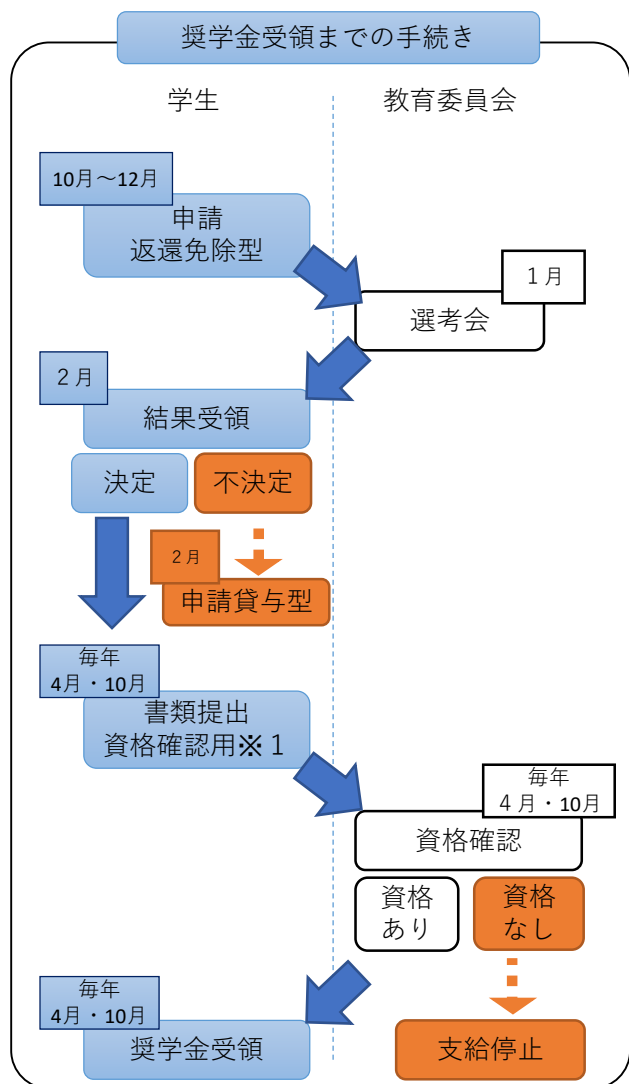
将来の守山市を支える若者の力



大学等卒業後、守山市内に居住することで、奨学金の返還への不安が解消され、いきいきと豊かな生活を送ることができるよう、守山市として応援します。



手続きの流れについて



※1 在学証明書、成績証明書

国の給付型奨学金の受給状況がわかるもの

※2 就労証明書、確定申告書の控え等

(通知文、振り込みがわかるもの)